

(別紙)

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」における留意事項（令和7年4月）

サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
・訪問介護 ・（予防）訪問入浴介護 ・（予防）訪問看護 ・（予防）訪問リハビリテーション ・（予防）福祉用具貸与	「業務継続計画策定の有無」  「1：減算型」 「2：基準型」  を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
・（予防）短期入所生活介護 ・（予防）短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護（短期利用型）	「身体拘束廃止取組の有無」  「1：減算型」 「2：基準型」  を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
介護職員等処遇改善加算の算定対象となるすべてのサービス	「介護職員等処遇改善加算」  「加算V（1）」～ 「加算V（14）」  を廃止	既存届出が今回の廃止対象の加算区分で新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 ※加算I～加算IVの要件に即した処遇改善計画書及び体制等の届出を行うこと。